

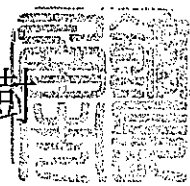
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道函館市高松町575番地270

氏 名 株式会社猖々谷建設  
代表取締役 猖々谷 勝文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹



許可の年月日 令和元年7月28日

許可の有効年月日 令和6年7月27日

## 1. 事業の範囲

破砕 ①木くず, ②ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのもののうち, ガラスくずを除く。), ③がれき類(コンクリート塊, アスファルト塊を含む。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設1	施設の種類	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのもののうち, ガラスくずを除く。), がれき類(コンクリート塊, アスファルト塊を含む。)の破砕施設
	設置場所	函館市東山町134番2の内
	設置年月日	平成16年7月9日
	処理能力	640 t/日, 80 t/時間
	許可年月日	平成16年3月5日
	許可番号	函産施第15-4号
施設2	施設の種類	木くずの破砕施設
	設置場所	函館市東山町134番2の内
	設置年月日	平成16年7月9日
	処理能力	600 t/日, 75 t/時間
	許可年月日	平成16年3月5日
	許可番号	函産施第15-5号
施設3	施設の種類	木くずの破砕施設
	設置場所	函館市東山町134番2の内
	設置年月日	平成17年11月15日
	処理能力	4.88 t/日, 0.61 t/時間

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年7月28日 当初許可年月日

平成18年9月5日 変更許可年月日 (ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず  
(これらのもののうち, ガラスくずを除く。)の  
破砕の追加)

令和元年7月29日 更新許可年月日 (第3回)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無